



赤磐市議会だより

令和2年6月議会 第62号

スマートフォンでも
議会中継が見えます

右のQRコードをスマートフォン等
で読み込んでいただき、リンクから
ページにアクセスしてください。



4月・5月臨時会のあらまし 2P
6月定例会のあらまし 4P
委員会のうごき 8P
10人の議員が一般質問 12P

市議会の会議録がインターネットでも閲覧できます。ご利用ください。

アドレス <https://ssp.kaigiroku.net/tenant/akaiwa/pg/index.html> (※赤磐市のホームページからもアクセスできます)

4月臨時会の
あらまし

人事案件

次のとおり同意とした。

教育長

土井原 康文（62歳）
（立川）

【任期】

令和2年4月26日～
令和5年4月25日

【固定資産評価員】

光田 尚人（55歳）
（上仁保）

議案審議

4月臨時会を4月21日、1日の会期で開催した。

承認案件5件を承認、議員発議1件を可決した。

また、人事案件2件を同意した。

発議

発議第6号 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議案

【可決】

【要旨】

新型コロナウイルス感染症が急速な勢いで拡散し国際的な脅威となっている中、我が国においても、全国的に感染が蔓延し国民の暮らしに深刻な影響を及ぼしている。

本市においても感染者が確認され、医療、経済、教育等に影響を及ぼすとともに、市民の間に不安が広がっている。

市民の命と生活を守ることを最優先に、感染拡大の防止対策、市民生活の安全・安心の確保、経済的影響の緩和に迅速かつ全力で取り組むよう強く求めると同時に、外出自粛要請などに伴い経済的に困窮する各種事業者に対しても適切な対応を求めるものである。

【賛成討論】

子どもたちの置かれている状況は、家庭環境の格差とか、親の仕事により、1人で家庭で過ごさざるを得ない子どもたちもたちもいて精神的なストレスにもさらされている。そのような子どもたちの学習権を守るとともに学校給食と同様の栄養の配慮された食事がとれるように、教育委員会にも考えてもらいたいとの思いから賛成する。

小中高に通っている子どもがいる家庭には休業補償として8330円の支援があり、フリーター、個人事業主には4100円の休業支援がある。幼稚園児のいる家庭にも、小中高と同じ措置をとってもらいたいのと、市長会などにも課題提案をしてもらいたいと思います。

令和2年4月第2回赤磐市議会臨時会審議結果

議案番号	案 件	議決結果	永徳省二	大森進次	佐藤 武	佐々木雄司	光成良充	保田 守	大口浩志	治徳義明	原田素代	行本恭庸	松田 勲	北川勝義	福木京子	佐藤武文	岡崎達義	下山哲司	実盛祥五	金谷文則
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて 赤磐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	○	●	○	○	○	○	—

○＝賛成 ●＝不賛成

※金谷文則議長は地方自治法第116条第2項の規定により議決に加わるできません。

※下記に記載する議案については、全会一致で可決しています。

議案番号	案 件	議決結果
同意第8号	赤磐市固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて	同意
同意第9号	赤磐市教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて	同意
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて 赤磐市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	承認
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて 赤磐市税条例等の一部を改正する条例	承認

議案番号	案 件	議決結果
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて 赤磐市介護保険条例の一部を改正する条例	承認
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて 赤磐市地方活力向上地域に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例	承認
発議第6号	新型コロナウイルス感染症対策に関する決議案	可決

補正予算（一般会計）49億390万1000円を可決

主な内容（歳出）

- ・特別定額給付金（44億1000万円）
- ・子育て世帯臨時特別給付金（6100万円）
- ・がんばろう赤磐コロナ対策持続化支援金（2億4300万円）
- ・給食費負担金（2039万7000円）

5月臨時会のあらまし

議案審議

5月臨時会を5月8日、1日の会期で開催した。
承認案件1件を承認、議案1件を可決した。

本会議での主な質疑

問 衛生費の乳児健診を集団健診から個別健診に変更する経費ということで計上しているが、個別健診はいつから始めるのか、そのめどを教えてください。

答 集団健診はリスクが高いということで中止になる可能性がある。そういう場合にリスクを避けるということで、個別健診の受診券が配布できるよう先生と契約を進めていくが、今後の状況による。

問 商工振興費の中のがんばろう赤磐コロナ対策持続化支援金2億4300万円について、フリーランスの人はこの個人事業主の中に含まれるのか。

答 税務署へ個人事業の開業届を出している人が個人事業主というように今のところ解釈している。

問 山陽ふれあい公園や吉井B&G、グラウンド・ゴルフ場も休業補償をするということだが、指定管理で年間の予算は渡している。その中でやってもらえば、休業しようがしまいが関係ないと思うが、あえて休業補償をするというのはどういうことなのか。

答 指定管理料や収益で施設運営をしているが、新型コロナウイルス感染リスク拡大防止のために、市の要請により休んでいるところもある。市としても一定の責任があると考え補償をしていきたいと考えている。

問 是里ワイナリーの休業補償ということで、400万円計上しているが、是里ワイナリーが休業して何を補償することがあるのか。どういうことを想定しているのか。

答 国の緊急事態宣言や県知事のコメントを受け、市が設置した施設のうち、県外から不特定

多数の誘客を行っている施設について、感染防止という観点から、是里ワイナリーは休止している。その中で(株)是里ワイン醸造場は指定管理者だが、事業に大きな影響が出たということで、その補償として400万円計上した。

問 空気清浄機は幼稚園を含め、全教室につく予定なのか。また、いづろ設置予定なのか。空気清浄機の使い方はどうなっているのか。

答 空気清浄機を地元で購入できないのか。

問 小学校、中学校の普通教室、幼稚園、小学校、中学校の職員室を予定している。

答 予算可決後に調達に向けての手続を速やかに取るが具体的な納入時期については言えない。

問 市内事業者に関しては、リース契約ということで予算計上しているの、事務手続きの中で事業者を決定する。

問 就学援助のことだが、親の収入が激減し、なかなか大変な状況の中で、途中でも申請ができることを全保護者に周知徹底すべきではないか。

答 しっかり周知を行いながら、多くの人が利用できるような手続をとっていく。

令和2年5月第3回赤磐市議会臨時会審議結果

議案番号	案 件	議決結果	永徳省二	大森進次	佐藤 武	佐々木雄司	光成良充	保田 守	大口浩志	治徳義明	原田素代	行本恭庸	松田 勲	北川勝義	福木京子	岡崎達義	佐藤武文	下山哲司	実盛祥五	金谷文則
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて 赤磐市税条例の一部を改正する条例	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○

○＝賛成 ●＝不賛成

※金谷文則議長は地方自治法第116条第2項の規定により議決に加わるできません。

※下記に記載する議案については、全会一致で可決しています。

議案番号	案 件	議決結果
議第32号	令和2年度赤磐市一般会計補正予算(第1号)	可決

ふれあい公園総合体育館防災拠点整備工事請負契約を可決

どんな工事をするの？

災害時の防災拠点としての機能を拡充するため、ふれあい公園総合体育館に再生可能エネルギー設備等を導入します。

具体的には、太陽電池モジュールの設置、蓄電池システムの設置、自立型ガスヒートポンプエアコンの設置、LED照明の設置、非常用コンセントの設置や天井の改修工事等です。

これにより、災害時にもエネルギー供給等が可能になり、避難者の受け入れがスムーズに行えるようになります。

6月定例会の
あらまし

議案審議



ふれあい公園

本会議での
主な質疑

問 応札企業数は、
9者である。
答 落札金額は、
2億5082万75
00円である。

補正予算（一般会計・特別会計・水道事業会計）14億2271万円を可決

主な内容（歳出）

一般会計（14億2234万円）

- ・庁舎等整備事業（1億2259万円）
- ・子育て世帯臨時特別給付金（1億4000万円）
- ・コロナ対策水道事業会計繰出金（3億3500万円）

国民健康保険特別会計（36万円）

- ・傷病手当金（36万円）

本会議での主な質疑

6月定例会を6月1日から6月26日まで26日間の会期で開催した。
議案9件を可決、請願2件を採択とし、議員発議の決議案2件を可決、委員
会発議の意見書2件を可決とした。

- 問** コミュニティ施設整備事業について、この事業に応募した町内会の数は。
答 10地区から応募があり、津崎と山陽5丁目の2地区が選定された。
- 問** 選定基準・選定理由は何か。
答 選定基準、選定数、選定理由については、自治総合センターで定められており、市ではその情報の提供を受けることはできない。
- 問** この助成金で2地区は何を購入するのか。
答 会議用のテーブル、椅子、パソコン、プロジェクター、タブレットなど、コミュニティ活動に必要な物品である。
- 問** 庁舎整備事業について、関連する予算額の説明を。
答 建設関係助言者の謝礼5万円、法令関係諸届けの手数料10万円、設計・施工監理料5182万2000円、施設維持管理工事費・旧消防署本部庁舎改修工事・支所移転等改修工事費7063万1000円である。
- 問** この予算は耐震増改築を進めるための限定されたものか。
答 現在計画している耐震改修を行うための予算である。
- 問** 庁舎新築や移転などを検討する予算としても使用できるのか。

答 あくまで耐震改修を目指しているが、「できるのか」と聞かれればできる。

問 本庁舎の問題は議会の議論を待ってやると答えをもらったが、まだ議論に至っていない。なぜここで予算を計上したのか。

答 庁舎整備については、所管の総務文教常任委員会と協議しており、適宜議員全員にその内容を報告している。

問 就農等支援センター事業の市場意向調査業務委託料979万円について、具体的な委託内容の説明を。

答 3月に策定した「赤磐市農業振興基本計画」に基づき、就農等支援センターに求められる役割を明確にしながら、近代的施設園芸等、必要な施設・設備の内容や規模の整理、その整備手法や運営方法を検討し整理を行っている。その整備手法や運営方法を検討するにあたり、民間事業者の技術、資金を取り入れることを視野に入れ、市場調査を実施するものである。

問 委託先は決まっているのか。

答 決まっていない。

問 コロナ対策水道事業会計繰出金3億3500万円について、コロナ対策で水道料金を無料にするということだが、企業会計としての水道料金に対して、一般会計から繰り入れることの法的な根拠がどこにあるのか。

答 原則は独立採算だが、例外として災害時などの際には認められている。

問 各自治体が色々なコロナ対策を講じているが、赤磐市はなぜ水道料金を免除することにしたのか。

答 市民の生活と経済活動を支援する施策として行うものであり、市民に公平に恩恵を受けてもらうためである。

問 小中学校の児童・生徒に1人1台パソコンを整備する事業について、パソコンに導入されるアプリケーションはどういうものを想定しているのか。

答 文書作成・表計算・協働学習・学習共有・プレゼンテーションなど学習指導要領に基づき必要なものを予定している。

討 論

議第38号 令和2年度赤磐市一般会計補正

予算

【反対討論】

▽議案の中でも水道料金の全額免除、小中学生の児童・生徒へのタブレットの配布は大賛成である。しかし、市役所本庁舎の耐震化整備事業について反対する。その理由は、南海トラフの大地震や大雨時に現庁舎の場所は、砂川流域の砂上であり、液状化現象や洪水で使い物にならず、防災拠点指令所として全く機能しないためである。災害時に使えない耐震化に何億円もかけることは無駄。議員の一番の責務は、市民の安心・安全を守ることである。よって反対する。

▽50年経過し、老朽化した施設を耐震しても30年後には80年経過した施設しか残らない。今、有利なのは、合併特例債があるからで、30年後に合併特例債はない。新築のための予算を後世の人たちに負担させることをわかっていながら改修工事で済ませようとするのは、議員としての矜持に反すると思ひ反対する。

【賛成討論】

▽コロナ対策の予算は、最優先でスピード感を持って予算を通さなければならない。水道料金の4カ月免除や子育て世帯への2万円上乗せ予算、商工振興対策事業など予算化されている。今回争点となっている点は、庁舎等整備事業の約1億2

200万円の予算についてだ。今回本庁舎、中央公民館、山陽保健センターの設計、旧消防本部、山陽産業会館、赤坂支所、熊山支所の設計と改修の予算で、一体に整備、修繕していく方向でいいと思う。よってこの予算に賛成する。

▽この補正予算には、新型コロナウイルスの影響を受けた人々の生活や民間企業の経営を支援する各種事業が含まれており、アフターコロナ社会、新しい生活様式が必要な現在において重要な補正予算案となっている。加えて、小中学校で使用する学習用コンピューターの購入と関係する設備工事予算や、もしものときに命を守る防災対策事業もあり、小さい子どもを抱える家庭から高齢者まで幅広い層の市民に恩恵を与えられる政策効果の高い事業並びに予算の数々で本補正予算が構成されている。しかし、この補正予算のうちには、市役所庁舎等整備事業など内容について十分な議論ができていないと感じるものも含まれるが、やむなく賛成する。



請願

請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願書 **【採択】**

請願第3号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める」意見書採択を求める請願 **【採択】**

発議

発議第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書 **【可決】**

【要旨】

1、社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2、とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3、新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、2020年度の補正

予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。

4、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

【意見書提出先】 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、内閣府特命大臣（地方創生規制改革）、内閣府特命大臣（経済財政政策）

発議第11号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書 **【可決】**

【要旨】

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けている。こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めるものである。

【意見書提出先】 内閣総理大臣、外務大臣

発議第8号 総務文教常任委員長不信任決議 **【可決】**

【要旨】

昨年12月18日に市議会は、公金支出及び公文書改ざん等を調査する特別委員会（100条委員会）の設置を全会一致で可決し、現在も調査中である。

この件について、北川議員の関与が新聞・テレビ等で報道されており、背任罪で逮捕された教育委員会の元教育次長は、北川議員について「（臨時職員雇用の）必要性は低いと思ったが、断ると別の事業に支障が出ると思った。以前から威圧的な発言があり、

恐怖心から断り切れなかった」などと泣きながら説明していることも報道されている。

このような議員が総務文教常任委員会の委員長として采配を振るっているという事態に、多くの市民は怒りと議会への不信感を募らせている。

よって北川議員の総務文教委員会委員長の不信任を決議するものである。

発議第9号 ハラスメント調査特別委員会の設置について **【可決】**

【要旨】

特別委員会設置の目的

①市役所本庁舎清掃業務受託者の（就労継続支援B型事業所）職員及び利用者に対する行本議員の発言内容調査及びハラスメント調査

②議会基本条例第21条に規定されている議会及び議員の責務についての本件調査

【反対討論】

▽いろんな特別委員会が山ほどできている。そのために議長から議会改革検討委員会へ諮問されている。今回、問題がなかったか検証することを考えるのであれば、北川議員が入って当然のことだと思う。これだけのために特別委員会を設け、北川議員を入れない、そういう提案については納得できないため反対する。

▽障害をお持ちの人々に対してあるべき姿勢ではないと憤りも強く感じる。しかし、議会の力というものが一人の個人の責任に対して圧力をかけていくことに恐ろしさを感じる。議会はそういうところではないように思う。このことについて理解が至らないので反対する。

令和2年6月第4回赤磐市議会定例会審議結果

議案番号	案 件	議決結果	永徳省二	大森進次	佐藤 武	佐々木雄司	光成良充	保田 守	大口浩志	治徳義明	原田素代	行本恭庸	松田 勲	北川勝義	福木京子	佐藤武文	岡崎達義	下山哲司	実盛祥五	金谷文則
議 第 3 8 号	令和2年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）	可決	●	○	○	○	○	●	退席	○	●	●	○	○	○	●	●	●	○	—
議 第 4 0 号	令和2年度赤磐市水道事業会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	退席	○	●	○	○	○	○	○	●	●	○	—
請 願 第 2 号	地方財政の充実・強化を求める請願書	採択	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
請 願 第 3 号	「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める」意見書採択を求める請願	採択	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	—
発 議 第 8 号	総務文教常任委員長不信任決議	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	除斥	○	○	○	○	○	—
発 議 第 9 号	ハラスメント調査特別委員会の設置について	可決	○	○	○	●	○	●	○	○	●	除斥	○	○	○	○	○	○	○	—
発議第10号	地方財政の充実・強化を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
発議第11号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	—

○＝賛成 ●＝不賛成
※金谷文則議長は地方自治法第116条第2項の規定により議決に加わるできません。
※発議第8号について、北川勝義議員は地方自治法117条の規定により除斥となります。
※発議第9号について、行本恭庸議員は地方自治法117条の規定により除斥となります。

※下記に記載する議案については、全会一致で可決しています。

議案番号	案 件	議決結果	議案番号	案 件	議決結果
議 第 3 3 号	財産の取得について	可決	議 第 3 7 号	岡山市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する地方公共団体数の減少並びに組合規約の変更について	可決
議 第 3 4 号	令和2年度山陽ふれあい公園総合体育館防災拠点整備工事請負契約の締結について	可決	議 第 3 9 号	令和2年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	可決
議 第 3 5 号	赤磐市国民健康保険条例の一部を改正する条例	可決	議 第 4 1 号	令和2年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）	可決
議 第 3 6 号	赤磐市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	可決	発議第12号	委員会の閉会中の継続調査及び審査について	可決

※この日程は予定です。日程は、8月20日開催の議会運営委員会で決定します。

8月27日（木）議案上程

8月28日（金）議案上程

8月31日（月）一般質問

9月1日（火）一般質問

9月2日（水）一般質問

9月4日（金）質疑・委員会付託

9月8日（火）決算審査特別委員会

9月9日（水）決算審査特別委員会

9月11日（金）総務文教常任委員会・予算審査特別委員会総務文教分科会

9月14日（月）厚生常任委員会・予算審査特別委員会厚生分科会

9月15日（火）産業建設常任委員会・予算審査特別委員会産業建設分科会

9月23日（水）予算審査特別委員会

9月29日（火）最終日（委員長報告・質疑・討論・採決）



予算審査 特別委員会

令和2年6月23日、26日に議長を除く17人の議員で構成する予算審査特別委員会を開催し、議案2件について審査した。

総務文教分科会

(6月16日、26日)

6月16日

一般会計補正予算 (第2号)

本委員会に付託された議第38号令和2年度赤磐市一般会計補正予算(第2号)、議第41号令和2年度赤磐市一般会計補正予算(第3号)は各分科会に分担して審査し、総務文教分科会、厚生分科会及び産業建設分科会の各分科会の委員長から報告を受けたのち、報告に対しての質疑を行った。

質疑終了後、議第38号令和2年度赤磐市一般会計補正予算(第2号)に対する修正動議が提出された。質疑の後、採決が行われ、賛成少数で否決された。

各分科会の審査内容の主なものは下記の「総務文教分科会」「厚生分科会」「産業建設分科会」に記載の通りである。

問 庁舎整備事業について、耐震改修で決定と考えてよいのか。

答 新築の場合、合併特例債枠が不足し、市費の投入となる。長期ローンを抱えることになり、子どもの医療費、35人学級、子供相談窓口等の施策を犠牲にせざるを得ない。

問 震度6弱で液状化が起こる現在の庁舎は、災害拠点として機能しない。我々の責任で新築した方がよいのではないのか。

答 液状化が起こるから移転し、新築に60億円を使い、市費を数十億円支出することは市民理解が得られないし、負の遺産として影響は大きい。

問 耐震化の費用が20億円から増加するのではないのか。

答 20億円が18億円、15億円で済むよう、覚悟をもって臨みたい。

問 小中学校児童・生徒への1人1台パソコン整備は年度内に完了するのか。

答 全国的な取り組みの中で、パソコン調達が難しい場合があれば国も繰り越しを考えている。

一般会計補正予算 (第3号)

6月26日

問 学校臨時休業対策費補助金834万4000円について、対象事業者はどこか。

答 山陽地域、赤坂地域は有限会社皿井タクシー、熊山地域は熊山タクシー、吉井地域はオクデヤ運送株式会社である。



緊急告知ラジオ (イメージ)

厚生分科会

(6月17日、26日)

6月17日

一般会計補正予算 (第2号)

- 問** 障害児施設支援給付費について、給付する事業所はいくつあるのか。
- 答** 市内では6事業所だが、市外の利用もあり、全部で16事業所である。
- 問** 支援は利用者個人に対してなのか、事業所に対してなのか。
- 答** 事業所に対してのものである。
- 問** 子育て世帯臨時特別



広報あかいわ (令和2年8月号)

6月26日

一般会計補正予算 (第3号)

- 給付金について、令和2年3月31日までに生まれた人で、現在の高校1年生までが対象なのか。
- 答** 国の給付金と同じく、4月以降高校生になった人は対象になっている。
- 問** 国と市の子育て世帯への臨時特別給付金の支給時期はいつになるのか。
- 答** 国の給付金は6月下旬、市の給付金は7月下旬を目指している。
- 問** ひとり親世帯臨時特別給付金について、情報提供はどのようにしているのか。
- 答** 7月下旬までに発送する児童扶養手当の現況届に合わせて案内をする。
- 広報あかいわ、ホームページでもお知らせする。
- 問** 保育園等コロナ対策環境改善事業について、申請が必要なのか。
- 答** 要綱を作成し申請書を出してもらい、実績報告により支払いをする。

産業建設分科会

(6月15日)



スマート農業・自動農薬散布機 (ドローン)

- 問** 農業振興費の市場意向調査業務委託料979万円について、委員会に対して十分な説明責任が果たされていると言えるのか。
- 答** この予算の中身は、就農等支援センターの事業構想、事業計画の整理が含まれている。今後、計画、構想を策定していく中で当委員会の意見をもらわなければならないと考えている。また、執行部の考えも順次報告していく。
- 問** 市場意向調査業務委託料について、本会議で役割を明確にする、民間企業を取り入れるという説明があったが、もう少し詳細説明を。
- 答** 今後、市の農業施策の中で果たしていく役割として就農等支援センターをどう位置付けるか、またそのためにはどのような事業が必要かを整理するための予算である。その中で今後資金面、技術面、人材面を含めて民間の力が借りられるところ、借りた方がいいところが出てくれば、そういうことも検討する。
- 問** コロナ対策水道事業会計繰出金3億3500万円の内訳の説明を。
- 答** 内訳としては、7月分約8330万円、8月分約8200万円、9月分約8500万円、10月分約8350万円であり、昨年度の水道使用量の実績に基づき算出した。
- 問** 家庭用と企業・事業所の内訳の説明を。
- 答** 令和2年4月の実績では、家庭用が1カ月あたり約5650万円、その他企業・事業所を含めたものが1カ月あたり約2100万円である。
- 問** 先に行われた特別会計予算説明では、企業・事業所は約1割という説明があったが、この金額でよいのか。
- 答** 家庭用と企業・事業所の件数の割合が9対1である。費用ベースでは基本料金、従量制の関係で一概に9対1にならない。家庭用は75%、企業・事業所は25%の割合になる。



消防ポンプ自動車

総務文教 常任委員会

6月16日総務文教常任委員会を行った。議案3件及び請願2件について審査した。

総務文教常任委員会については、議案質疑がなかった。

厚生 常任委員会

6月17日厚生常任委員会を行った。議案3件について審査した。

国民健康保険条例の 一部改正

問 傷病手当金は、最長1年6カ月まで受けられると思うが、適用期間が令和2年1月1日から9月30日までになっている。整合性について説明を。

答 適用期間内に申請した人は、9月30日以降も引き続き受けることができる。

問 9月30日以降にコロナウイルスに感染した場合は適用されないのか。

答 今回は9月30日までと国から示されているが、延長される可能性はある。

問 給与等の支払いを受けている人は大半が社会保険だと思うが、国民健康保険の人はどれくらいいるのか。

答 給与収入のある国保加入者は令和2年3月末時点で3359人、全体の36%である。

問 傷病手当金の対象に事業主を

入れることは検討しないのか。

答 事業主への支援については、経済産業省から別途給付金が出ている。国の財政支援がないため対象から外している。

問 この情報をどういう形で告知していくのか。

答 広報あかいわ、ホームページでの告知を考えている。

問 広報あかいわの告知度は非常に低い。利用者への通知などを検討できないか。

答 医療機関に情報提供して周知を図るなど何らかの対策を講じた。

問 市長が月に何回かレディオモモに出演している。そういうところで情報を発信して、少しでも漏れのないように対応してほしいが。

答 コロナウイルスに関連については、レディオモモ等も使

い、広く告知してい

新型コロナウイルス感染症に関する情報

- 重要なお知らせ (7月25日現在)
- 市民の皆様へ (7月24日現在)
- 幼稚園・小中学校・子どもに関する情報 (5月15日現在)
- 施設に関する情報 (7月1日現在)
- イベント・事業・講座等に関する情報 (7月10日現在)
- 事業主の皆様へ (5月29日現在)



赤磐市
〒709-0898 岡山県赤磐市下市344
電話：086-955-1111 (代表)
開庁時間：月曜日から金曜日
午前8時30分から午後5時15分

市ホームページ

国民健康保険特別会計

補正予算

問 傷病手当金について、2人分で積算しているが、他の自治体もこのように予算化しているのか。

答 各自治体で積算額はさまざまである。今後、必要があれば補正か流用で対応する。

問 支給額の上限はいくらか。

答 1日当たり3万887円である。

産業建設 常任委員会

6月15日に産業建設常任委員会を行った。
議案1件について審査した。

水道事業会計 補正予算

問 一般会計から水道事業会計への繰り出しについて、本会議において災害扱いで問題ないとの説明があった。コロナ対策は災害認定されているのか。

答 令和2年5月19日付で厚生労働省から財政支援について通達が出ている。これによると、地方公共団体が徴収する水道料金をはじめ公共料金の減免について、一般会計から公営企業会計への繰り出しに対して、臨時交付金の対象とする旨、内閣府地方創生推進室から示されている。コロナウイルスの関係は、災害復旧その他特別な事由がある場合ということで災害

に準じた対応という認識である。

問 なぜ水道料金の減免をするのか。

答 コロナウイルスの感

染拡大を防止するには、手洗い、うがいの励行を政府も県も盛んに言っている。そのため水道料金を減免し、衛生管理を徹

底してもらいたいという思いである。

問 税金の使途の公平性の観点から、減免をするのであれば基本料金だけでいいのではないのか。

今回の計画では、企業・事業所の水道料金についても同様の扱いをするようになっている。水道の使用で利益につながる企業・事業所もある。このことについて説明を。

答 市内の水道の普及率は99%以上であり、公平性を踏まえて市内全域への生活支援策として全額免除とした。企業の支援も行政の施策で重要なことと考える。中には家庭用、営業用の仕分けがでない兼用住宅等もある。そういった観点から市内一律に1万8200件全額免除とした。

問 水道料金の滞納者も同様の扱いをするのか。市民は納得しないと思うがどうか。

答 同様に扱うが、滞納整理については市民の理解が得られるよう重点的に今まで以上に進めていく。

問 水道会計に留保資金はなかったのか。

答 留保資金はある。しかし、留保資金は施設の老朽化、維持等、使い道を想定した資金であるため、今回は市民の生活支援、事業者の支援ということから一般会計から繰り入れることが適当であると判断した。

問 3億3500万円のうち、企業支援はどの程度なのか。

答 件数ベースで約1割である。

問 コロナウイルスの第2波、3波に向けて、減免措置はどうする予定なのか。

答 現段階で延長等については言いにくい。第1陣として4カ月減免し、今後は協議しながら

施策を講じていく。

問 水道料金について、検針票に減免される額を表示するなどして、市が負担するということを認識してもらうべきでは。

答 水の使用量、市が負担している金額を知らせる方法については今後検討していきたい。

問 水の使用量が極端に増えた場合、個別の対応はするのか。

答 現在も検針の際に昨年度と比較して明らかに使用量が増えている場合は、漏水の可能性等もあるため、個別に対応している。今回、極端に使用量が増えた場合は同様の対応をする。

問 水道未加入者への対応はどうするのか。

答 毎月支払われている水道料金を減免するものであり、給付金の趣旨ではない。

手洗いの様子



一般質問



市の考えを問う

10人の議員が登壇し市の考えをたきました。

一般質問のページは質問した議員本人の原稿に基づいています。

問 コロナ感染防止対策のため学校休校が続き、ようやく5月21日から再開した。子どもたちに対する学習の遅れが発生すると思うが、どのように取り組んでいくのか。

答 1 学習の遅れについて、夏季休業期間の縮小、学校行事の精選や時間割の工夫により授業時間を確保する。

2 校長会と連携し、赤磐市学力保障部会をすでに立ち上げ、授業の進め方や家庭学習のあり方について学校間で連携を図り、子どもたちの学びの保障を確実に進めている。

3 学習プリント作成ソフトの導入を進めることにより、効果的な学習、個別の状況において補助的プリントが効率的に作成できる。また、ICT教育推進に向けたオンライン授業のための予算要求をしている。

問 学力保障部会の具体的内容について説明を。

答 学校長をトップとして、市内小中学校の枠を超え、中学校では教科ごと、小学校では学年ごとに指導方法・内容、指導計画、授業内容と家庭学習のつなぎ方などについて検討している。

問 安全・安心な通学路改修への取り組みを。

答 河本地内通学路は側溝に鉄板を敷いた通学路で非常に狭く、部分的な段差もあり、子どもたちの安全・安心確保のため改修が必要である。段差解消だけでも早期に取り組むべきだ。



河本地内の通学路段差

問 小・中学校の学習遅れに対する取り組みは

答 3つの施策を考え、取り組んでいく



佐藤 武議員

表紙のひとこと

ひかり幼稚園の園児たちのお世話で見事に咲いたマリーゴールド。
キク科の花で、鮮やかな黄色や橙色の花が長期間咲き、園児や保護者の目を楽しませています。
マリーゴールドの花ことばは「変わらぬ愛」で、新型コロナウイルスの影響で沈みがちな気分を和ませてくれています。

問 水道料金の免除など 市民負担の軽減を

答 水道料金を6月分より 4カ月分全額減免に



福木京子議員

生活福祉資金につ
いて

問 休業した人の緊急小
口資金、失業した人の総
合支援資金貸付について
3%の延滞金がつく項目
がある。国になくすよう
要望すること、その間、
市独自で支援すべきでは
ないか。

答 延滞金3%について
は、岡山県社会福祉協議
会の実施要綱で定められ
ている。市独自の支援は
メニューの一つとして検
討は必要と考える。

**子どもたちへの支
援は**

問 近隣の自治体では、
いち早く子ども支援に取
り組んでいる。赤磐市も
今回予算が出ているがど
ういう内容か。

答 市独自の施策は、小



学校給食の様子

中学校の夏休み授業日の
給食費免除および就学援
助費の給食支給の補助と
して1食当たり500円
の補助を進めている。ま
た、子育て世帯へ児童手
当を受給する世帯に対し
国の1人当たり1万円給
付に市独自施策として、
2万円上乗せする。

**農業者への支援に
ついて**

問 中小企業や事業者に
対して市独自施策を打ち
出しているが、農業者に
も支援すべきかどうか。

答 どの品種にどの程度
の影響が出るか今後、引
き続き注視して状況の把
握に努める。

問 新型コロナウイルス対策支援を 高齢者まで広げないか

答 適切な時期に適切な支援を 施していく



佐々木雄司議員

は、保護者の声を伺って
のことである。

問 一方には支援し、一
方には支援しないという
のはバランスが悪いので
はないか。

答 支援をしないと意味
しているわけではない。適
切な時期に適切な支援を
施していきたい。

**開業届を行ってい
ないフリーランス
の人々まで支援を
広げてはどうか**

問 現在、国の制
度(持続化給付金)
においては、給与
所得や雑所得のフ
リーランスの人々
まで対象を広げよ
うとしている。市
では、子育て家庭
の新しい働き方と
いう観点でフリー
ランスという働き

方を奨励してきた。この
ような状況の中、一部の
フリーランスの人々に支
援が届かないのはいかが
なものか。今後どうする
のか。

答 現在までのところ、
税務署に対し事業所得の
申告のあるフリーランス
を含む個人事業主までを
対象としている。今後、
国の方針を見ながら検討
していきたい。

問 ということは今後、
対象が広がる可能性があ
るといえることか。

答 実態を踏まえ、判断
していきたい。



問 赤磐市地域防災計画に 感染症対策が必要だが

答 基本的な方針は定めている



保田 守議員

り対応していく。原発事故については、避難者の受け入れ計画を策定している。

問 災害時に今までどおり1カ所へ避難するのではなく、例えば車を避難所として使う・友人の所へ避難する・家の中で安全な部屋にいる、など3密を防ぐためにマルチ避難方法が必要ではないか。市民の求める避難方法についてアンケートを取り市民の求める避難方法を検討すべきでは。

答 市民の声を聴くことは大切だと思う。提案も踏まえながら検討を進める。

問 新型コロナウイルスのような感染症に対しては、平成26年11月に新型コロナウイルス感染症対策行動計画を国・都道府県・市町村で定めている。市においても、しっか

したらどうか。3密のない最高の仮設住宅として使用できる。県と協議して、今後起こりうる災害に対応できるようにすべきだが。

答 今回の新型コロナウイルス感染症の影響による解雇などにより、住居の退去を余儀なくされる人が一時的な住宅として使用できるように県営住宅が供給されるなどの対策が講じられた。これらの踏まえ、今後感染予防の住宅政策の動向については県と情報を共有して準備していく。



県営住宅

問 市役所本庁舎の整備は 耐震改修なのか

答 市発足時の方針と財政面を考え耐震改修で



光成良充議員

問 整備にかかる費用の財源とそれを使う根拠は。

答 庁舎改修に要する費用は合併特例債の枠内を予定している。新築の場合枠内で収められず市単独で予算確保する必要がある。その場合、市の財政を圧迫することになり単独費での他の事業が犠牲になる事になる。

問 市本庁舎の整備は新築、耐震改修と複数の案が考えられるが市長の考えとその案に至った経緯・コンセプトは。

答 市発足時に策定した新市建設計画で、「旧山陽町役場庁舎を活用する」と方針決定されている。しかし、南海トラフ地震での本市の予想震度では強度不足が指摘されているので、現庁舎の耐震改修を施し、防災機能の強化、市民サービス向

問 改修にかけける期間はいつまでと考えているのか。

答 合併特例債の活用期限の令和6年度末の事業完了を目指している。

問 新型コロナウイルス

感染症に便乗して給付金を狙い新たな手口での特殊詐欺が確認されている。高齢者が詐欺被害に遭わないための注意喚起を市はこれまでどう取り組み、今後どう取り組むのか。

答 広報あかいわ、防災無線、ホームページなどで啓発を行ってきた。今後は、それらに加えて3月に開局したコミュニティFMでも市からの広報として、特殊詐欺対策を強く呼びかけをしていく。そして、3密に気を付け感染防止対策を講じて、現在休止中の消費生活講座などの出前講座で、幅広く特殊詐欺対策の啓発を行っていく。



市役所本庁舎改修後の外観イメージ

問 サポカー補助金の 現在までの申請状況は

答 12件の申請を受け付け
引き続き啓発していく



大森進次議員

問 令和2年4月1日より実施しているこの補助金制度の現在までの申請状況、補助した件数、金額はどのように推移しているか。

答 現在までに12件の申請があり、総額で36万7000円の補助金を決定している。そのうち5件は装置の取り付けを完了し、支払い済みまたは支払い手続を行っている。

問 市の補助金は、国が

らの補助金を引いた後、3分の2以内、10万円が上限だが個人の持ち出しはどれくらいになるのか。

また、申請から交付までの決定通知と実績報告書を提出してから補助金が振り込まれるまで、どのくらいの日数を要するのか。

答 8000円から2万円程度の個人負担となっている。

問 申請から交付決定までには1週間程度、装置取り付け後、実績報告書を提出してから入金までに3週間程度要している。

問 新車を購入した場合の対応は。

答 新車を購入し、後付けで装置を取り付けた場合、本市の補助対象となる。ただし、装備が標準装備の場合は、市の補助対象にならない。



市道の街路樹

問 市道の街路樹について、季節に応じた段階で適正管理を行ってもらいたい、どのように考えているのか。

答 街路樹は季節感が味わえる良好な都市景観の形成や、緑の陰、木陰の提供、大気の浄化、火災の延焼防止などの機能があり、まちづくりの重要な要素として不可欠な存在である。

しかし、新植後、かなりの年数が経過し、老木化、大木化し、危険木となるものがあるので定期的な巡回で良好な育成が期待できるよう、樹種の変更、間伐、剪定など、適正な維持管理を行っていく。

問 市の要綱を守らないと 法令順守違反になるが

答 職員の判断で
要綱の記録票は作成されている



原田素代議員

問 要綱に定められている「職員は対応記録票を作成しなければならぬ」という決まりを職員に徹底しないのか。

答 職員の判断が作成する基準になっており、把握も指示もしていない。

問 要綱には「対応記録票を作成し、報告するもの」とあるのに職員の判断に丸投げでは、市長は法令順守違反になるが。

答 確かに対応記録票を

作成すれば有効だが、判断できる職員を育てることが責任だと思う。

問 3月議会で「原田議員にも責任がある」との発言の説明を。

答 あなた1人の責任という意味ではない。

問 それなら発言を取り消してほしいが。

答 訂正する場所はない。

問 今回の事件は、会計課のチェックが機能していなかったことが明らかにした。現場の職員が「度々ミスがあったが、一度も注意を受けなかった」と言っているが。

答 公金の支出はチェックの厳格化を指示していく。

問 職員への議員の苦情のアンケート



市役所本庁舎

トで詳細の説明を求めたら「具体的に話すと議員からの報復の恐怖があり、職員が拒否した」と言われるが、「夜中に居酒屋に誘われたとか、2次会、3次会まで引っぱられたとか」これらは、対応記録票を作成する内容ではないか。

答 パワハラを通り越して恐喝に近い内容もある。職員の報復を恐れる恐怖を無視できない。

問 パワーハラスメントという認識はあるのか。

答 看過できない大変なことであり、効果のある対策を講じていきたい。

問 桃やブドウ農家等の支援は

答 必要に応じて、適切で的確な対策をする



治徳義明議員

問 国は、事業規模230兆円を超えるコロナ対策を行っている。市もスピード感を持ってこれらを反映させていく必要がある。加えて、市のニーズに合った独自の積極的な取り組みも必要不可欠である。

これからシーズンを迎える桃やブドウなどの農家は、コロナ禍の中、市場価格の下落や需要減の不安を抱えている。桃やブドウ等の特産品を守る

ことは、赤磐ブランドを守ることである。「がんばろう赤磐コロナ対策持続化給付金」の対象を農業者まで広げるべきでは。また、この給付金での対象拡大が難しいのであれば、別の制度を創って、厳しい状況にある農家を守っていくべきと考えるが。

答 状況の把握に努め、必要に応じて、適切で的確な対策ができるよう頑張っていく。

問 特産品の販路拡大は、重要課題である。インターネット販売に積極的に取り組むべきでは。

答 販路拡大は、今ここでやらねばならないひとつである。

問 地域活性化の推進力として力を入れている観光関連事業が大きなダメージを受けている。現

答 状と今後の取り組みは。市では、約7割減少である。観光という人の動きが地域経済に及ぼす影響の大きさを改めて実感している。国、県の動向を注視し、迅速に対応できるように準備する。

問 コロナが長期化する中、児童虐待が潜在化、深刻化しているとの指摘がある。①SNSを活用した相談体制の充実②市独自の児童虐待防止条例の制定の必要性が高まっているのではないかと。

答 相談支援体制を整備し、コロナの長期化によるリスクについてもしっかりと対応する。①SNSの活用は大変有効である。県に導入を働きかける②「要保護児童地域対策協議会」の中で、専門家の意見を聞きながら検討する。



桃畑の防蛾灯の風景

議員と意見交換しませんか！（議会報告＆懇談会）

今年も「議会報告＆懇談会」を開催します。

皆様のご参加をお待ちしております。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次のことにご協力をお願いします。

- 1 マスクを必ず着用してください。
- 2 当日は来場される前に必ず検温してきてください。発熱または体調不良（風邪の症状・だるい、咳が出る等）の症状がある場合は、参加をご遠慮願います。
- 3 会場に設置している消毒液を利用し、手指の消毒を徹底してください。

10月30日（金）	①赤磐市吉井支所 午後1時30分～
	②赤磐市立赤坂健康管理センター 午後7時～
	③桜が丘いきいき交流センター 午後7時～
10月31日（土）	①赤磐市立中央公民館 午後1時30分～
	②くまやまふれあいセンター 午後1時30分～
	③赤磐市立山陽公民館 午後7時～

今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、中止・延期の場合があります。

公金支出及び公文書改ざん等 調査特別委員会中間報告

1 調査の目的

本委員会は、以下の項目について調査することを目的に、令和元年12月定例会において設置されました。

- ①赤磐市監査委員作成の令和元年8月28日付けの「議会の請求に基づく監査報告書」及び、赤磐市教育長作成の令和元年8月29日付けの「教育委員会における臨時職員の任用等に関する調査報告書について（報告）」に記載された事項と、赤磐市議会議長作成の令和元年11月11日付けの「聞取り報告書」に記載された令和元年10月24日に北川議員から聴取した事項との齟齬についての事実確認
- ②「教育委員会における臨時職員の任用等に関する調査報告書について（報告）」5頁の「第2調査結果」に、「平成30年11月上旬、任用通知書を作り直しました」と記載されている「作り直し前の任用通知書」（以下「旧任用通知書」）と「作り直された後の任用通知書」（以下「新任用通知書」）に関し、
 - （1）「旧任用通知書」のパソコンデータの保管状況、「旧任用通知書」の枚数、破棄を指示した者、破棄の目的、破棄するに至った経緯、破棄の日時、破棄の方法、実際に破棄を行った者、破棄に関与した者（議員を含む）
 - （2）「旧任用通知書」に記載された臨時職員に支払われる賃金額と「新任用通知書」に記載された臨時職員に支払われる賃金額につき臨時職員ごとの差額並びにその総額
 - （3）任用通知書等の作り直しにより被った赤磐市の損害の有無と損害額、任用通知書等の作り直しにより利得した者の有無とその利得額
 - （4）市の臨時職員（運転手）に対する臨時職員ごとに支払われた給与の振込の日時、同各振込金額、同各給与の明細（源泉徴収税等）、同各振込先銀行口座
 - （5）臨時職員が給与の一部または全部を北川議員ないしは当該議員の関連団体に支払われたことの有無、有りとすればその支払い日、支払金額、支払方法およびその使途
- ③その他関連事項

2 調査経過の概要

委員会設置後、委員会開催準備のための打ち合わせ会を本日までに18回開催するとともに、委員会を14回開催いたしました。

今回は、このうち令和2年3月24日以降の活動経過についてご報告いたします。

〈概 要〉

第8回 3月25日

3人の証人に尋問を行いました。

森川証人（当時学校給食センター主査）に対しては、予備要員の臨時職員の任用手続き、賃金の支払い手続き等について

久山証人（当時学校給食センター所長）に対しては、予備要員の臨時職員の任用に至っ

た経緯、任用手続き、賃金の支払い等について

安本証人（当時教育総務課長）に対しては、臨時職員の任用に至る経緯、臨時職員の賃金、予備要員の臨時職員を任用するに至った経緯、予備要員の臨時職員の賃金、文書の作り直し等について

尋問を行いました。

また、6人の関係者に証人^{*}として4月8日開催の委員会に出頭を求め、尋問を行うことを決定いたしました。

第9回 4月8日

出頭要求していた坂本証人（当時臨時職員の運転手）から病気のため欠席の申し出があり、5人の証人に尋問を行いました。

井上証人、松村証人、山田証人、藤本証人（当時臨時職員の運転手）に対しては、臨時職員として任用されることになった経緯、賃金、運転手組合、北川議員への金銭の支払い等について

川原証人（当時臨時職員の事務員）に対しては、臨時職員として任用されることになった経緯、賃金、勤務内容、運転手組合、北川議員への金銭の支払い等について

尋問を行いました。

また、2人の関係者に証人^{*}として4月20日開催の委員会に出頭を求め、尋問を行うことを決定いたしました。

第10回 4月20日

2人の証人に尋問を行いました。

倉迫証人（当時副市長）に対しては、北川議員への聞き取り報告書に記載されている内容の確認、吉井観光バス株式会社（以下「吉井観光」という）との契約解除にかかる業務調整の内容、北川議員との調整の内容等について

作間証人（当時総合政策部長）に対しては、北川議員への聞き取り報告書に記載されている内容の確認、吉井観光との契約解除にかかる業務調整の内容等について

尋問を行いました。

また、2人の関係者に証人^{*}として5月12日開催の委員会に出頭を求め、尋問を行うことを決定いたしました。

第11回 5月12日

2人の証人に尋問を行いました。

杉本証人（当時予備要員の臨時職員）に対しては、臨時職員として任用されることになった経緯、賃金、北川議員からの金銭の要求、パワハラ等について

津田証人（当時総務課主幹）に対しては、臨時職員6人への既払いの賃金の取扱いについての起案、パワハラ等について尋問を行いました。

また、2人の関係者に証人^{*}として5月21日開催の委員会に出頭を求め、尋問を行うことを決定いたしました。

第12回 5月21日

藤井証人（当時教育次長）に対しては、臨時職員の任用に至る経緯、賃金、任用手続き、予備要員の臨時職員の任用に至った経緯、賃金、任用手続き、予備要員の臨時職員からの賃金の返還、文書の作り直し等について

北川証人（市議会議員）に対しては、令和元年11月11日付け聞き取り報告書の内容、これまでの証人の証言と齟齬があると思われる部分等について尋問を行いました。

第13回 6月11日

北川議員、オクデヤ運送株式会社、松村氏に対し、地方自治法第100条第1項の規定に基づく記録の提出請求を行いました。

第14回 6月23日

中間報告の内容について、協議いたしました。

また、2人の関係者に証人^{*}として7月8日開催の委員会に出頭を求め、尋問を行うことを決定いたしました。

3 認定できる事実

(これまでの調査において、認定できる事実として、証人喚問の結果から概ね一致した事実の概要)

平成30年5月10日、市から市民バスとスクールバスの運行を委託していた吉井観光の経営状況の悪化を受けて、倉迫元副市長、教育委員会、総合政策部の担当者を交えて協議が行われました。これを受けて、倉迫元副市長は同日、北川議員に電話連絡を行いました。

同月11日、吉井地域スクールバス及び給食配送車運転業務を委託していた吉井観光の経営が立ち行かなくなり、契約解除した後の吉井地域のスクールバス及び給食配送車の運行について、倉迫副市長、作間総合政策部長、藤井教育次長、業務を所管している総務文教常任委員長である北川議員で話し合いを行いました。その中で、北川議員から吉井観光の運転手で組合を作り、市が組合に委託するという提案がありました。

同月21日、市長から組合に委託するのではなく、直接雇用するよう指示があり、藤井教育次長らが北川議員に直接雇用の意思を伝えるが、北川議員は組合に固執しており、直接雇用を受け入れませんでした。

同月24日、藤井教育次長と安本教育総務課長は、北川議員に市としては臨時職員として直接雇用するが、臨時職員同士で組合を作るのは自由であり、光熱水費や電話代など、必要があれば組合の取り決めの中で負担してもらうことができる、という提案をし、市が直接雇用することになりました。

臨時職員の賃金は北川議員が個々の賃金額を依頼し、最終的に藤井教育次長が決定しました。

最初の5月分の賃金の支払いについて、北川議員は藤井教育次長に通常の支払日よりも早めに賃金を支払うよう依頼していました。

藤井教育次長は、スクールバスの予備要員について北川議員に相談していました。

北川議員は同年6月9日、10日に予備要員の臨時職員に対し、給食配送の予備要員の仕事を紹介しました。

北川議員は、同月11日頃、藤井教育次長に給食配送の予備要員を紹介し、予備要員の賃金について臨時職員の運転手のうちの1人の賃金を8万円減らしたので、その8万円で雇用するように藤井教育次長に言いました。

藤井教育次長は、給食配送の予備要員の必要性は低い、日ごろから北川議員に恐怖心を持っており、北川議員からの紹介を断ると教育委員会の業務に支障が出るのではないかと思います、断ることができず、要望通り給食配送の予備要員を雇用することになりました。その後、藤井教育次長が久山学校給食センター所長、安本教育総務課長に指示をして、任用手続を進めました。

運転手らに対しては、小学校が休みであり、給食もない8月についても賃金を支払っていました。このことについては、人材確保のためという理由で藤井教育次長は安本教育総務課長に指示し、安本教育総務課長が久山学校給食センター所長に支払いを指示しました。勤務実態がないのに賃金を支払っていたことについては、久山学校給食センター所長は勤務実態がないことを知っていましたが上司に報告していませんでした。藤井教育次長は勤務実態を確認していませんでした。

市が直接雇用した臨時職員（運転手及び事務員）には、市からの直接雇用となるという話は、教育委員会の職員からありました。臨時職員になるに当たっての承諾書については、氏名を記入し、押印をした記憶がある臨時職員と、全く記憶にない臨時職員とがいました。任用通知書は、届いていないという臨時職員がいました。

賃金について、数人の臨時職員が北川議員の事務所に集められ、北川議員から事務所費の支払いを求められ、断ると、賃金が下げられ、その後教育委員会から計算が間違っていたと言われ、下げられた賃金に修正された臨時職員がいました。雇用の際に賃金額の要望

をした臨時職員はいませんでした。

臨時職員のうちの数名は、北川議員に事務所費として数万円ずつ支払っていました。それぞれの金額を合計すると数十万円に及びます。北川議員も受領を認めています。

運転手組合が作られていたと答えた臨時職員はいませんでした。

予備要員として任用された臨時職員は契約期間中、業務に就いたことはありませんでした。

北川議員と教育委員会は、予備要員の臨時職員に正確な業務内容の説明をしておらず、この職員が以前から他の仕事に就いていることを知っていました。

予備要員の臨時職員は、北川議員にお金を貸していました。

北川議員は、予備要員の臨時職員に賃金の半分以上を支払うように言い、この臨時職員は仕事の紹介へのお礼という趣旨で北川議員に合計19万円支払っていました。その後、北川議員から全額返還されました。

公文書の改ざんについては、同年11月上旬、会計課が賃金の支出命令に月給の根拠がないと指摘し、安本教育総務課長が教育総務課職員に指示し、賃金が時給のみの記載になっていた臨時職員の任用通知書に月給の記載をさせました。

平成31年3月末ごろ、予備要員の臨時職員から賃金返還の申し出があり、事務処理を確認する中で記載漏れ等があり、藤井教育次長、安本教育総務課長、久山学校給食センター所長で協議した結果、賃金について月額記載漏れを補正するよう藤井教育次長が安本教育総務課長に指示し、安本教育総務課長が担当職員に指示しました。改ざん前の書類は、スクールバス関係は破棄し、給食配送の予備要員の関係は残っています。

なお、公金支出に関し、北川議員についても証人として喚問しましたが、上記の供述内容とは一致しない点が散見されました。

4 今後の検討

今回の問題に関しましては、住民の方々の関心が非常に強く、この間の調査、審査の経過をお伝えするべく、2回目の中間報告をさせていただきました。

現在、委員会では、保管記録、提出いただいた資料、証人の発言をもとに、事実関係などの整理を行っています。今後も引き続き調査を進め、本事案の真相を明らかにするとともに、再発防止策の検討を行っていきます。

※地方自治法第100条第1項の規定に基づく証人

ハラスメント調査特別委員会を設置

令和2年6月議会定例会において、ハラスメント調査特別委員会の設置を可決しました。

同日に委員会を開き、委員長に佐藤武議員、副委員長に松田勲議員を選出しました。

今後は、市役所本庁舎清掃業務受託者と行本議員から聞き取り調査を行っていきます。

9月議会定例会最終日に調査結果を報告できるよう協議を進めていきます。

※特別委員会設置の目的については、6ページの「発議第9号 ハラスメント調査特別委員会の設置についての要旨」をご覧ください。

役 職 名	委 員 氏 名
委 員 長	佐藤 武
副委員長	松田 勲
委 員	福木 京子
〃	光成 良充
〃	大森 進次
〃	永徳 省二

議会全員協議会

5月25日

主な協議・報告事項

- ・令和2年6月第4回定例会（日程・提出議案）について
- ・予算審査について
- ・6月議会での新型コロナウイルスの対策について

6月1日

主な協議・報告事項

- ・5月26日の報道について

6月23日

主な協議・報告事項

- ・水道料金の特例免除のチラシ配布と「市役所本庁舎の整備について」を広報あか
- いわ7月号に掲載したことについて

～ 議会改革に向けて ～

議会改革検討委員会

議会改革検討委員会では、議会改革の取り組みとして「議長から諮問された検討項目、委員会が必要と考える項目」についての調査研究を行っています。

6月26日に議長から諮問された「ハラスメントの防止策について」の答申書を議長に提出しました。

議長からの諮問

「ハラスメントの防止策について」

諮問内容

市長が市職員に全庁的に調査を実施した結果として「議員から業務執行の上で不適正な行為を受けた」等の回答があった。

これを受け、令和2年3月第1回赤磐市議会定例会において、「赤磐市議会議員のハラスメント根絶に関する決議案」が提出され可決された。

ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つける許されない行為であり、市職員がその能力を十分に発揮することを妨げるものである。さらには、市民サービスを低下させるとともに、市民からの信用、信頼を失することとなる大変重要な問題であり、早急に防止策に取り組む必要がある。ついては、すべてのハラスメントの根絶を目指して、防止策について調査検討されたい。

答申書の内容

ハラスメント発生の原因として、議員としての、自覚のなさ、倫理観の欠如、特権意識を持っている等、議員各々の意識の持ち方に問題があるのではないかとこの事があげられる。

ついては、ハラスメント防止策として、ハラスメント防止への知識習得及び意識醸成を目的とした研修の実施が必要であるとする。

また、諮問の「主な諮問理由」にあげられているとおり、ハラスメントは、「個人の尊厳を不当に傷つける許されない行為であり、市職員がその能力を十分に発揮することを妨げるものである。さらには、市民サービスを低下させるとともに、市民からの信用、信頼を失することとなる大変重要な問題」であり、その防止には不断の努力を傾注する必要がある。

ついては、令和2年3月定例会における、「赤磐市議会議員のハラスメント根絶に関する決議」にあるとおり、再度、市民の代表者として、自らの役割を深く自覚し市民に信頼される議会および議員であることを決意するとともに、議会として、議長、副議長を中心に継続的に防止策に取り組み、逸脱する議員に対しては責任を持って対処すべきである。

編集後記

コロナ禍の中、6月議会が終わったが、いくつかの課題が残された。中でも市庁舎の耐震補強に関する設計予算については、予算が可決されてはいない段階で改築後のイメージ図が広報あかいいわに掲載された。賛否が分かれ、予算案全てが否決されかねない状況になった。

議会のほうも百条委員会での調査の対象になっている総務文教常任委員長の不信任案が全会一致で可決されるとともに、パワハラなどの疑いがある議員を対象に調査特別委員会が立ち上げられたりもした。執行部と議会がより良い関係を保つには、共にさらなる反省と検証が必要とされるのではない。

議会広報編集特別委員

- 委員長 光成 良充
- 副委員長 大森 進次
- 委員 岡崎 達義
- 委員 保田 守
- 委員 佐々木 雄司
- 委員 佐藤 武
- 委員 永徳 省二